

共生社会の 実現に向けた 意見募集ブース

札幌市では、年齢、性別、国籍や民族の違い、障がいの有無などにかかわらず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、いろいろな違い(多様性)が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指して、条例づくりを進めています。

このブースでは、条例をつくる理由や条例をつくる上で大事にしている考え方、現在の条例案(条例骨子案・令和6年3月公表)を簡単にパネルでご紹介します。

皆様からのご意見を「ふせん」に記入の上、各パネルに貼っていただきますようお願いいたします。頂いたご意見は、今後、条例の検討に活用させていただきます。

SAPPORO

意見を
各パネルに
貼ろう!

考えてみよう！

まず、札幌市にはどんな課題があるのでしょうか？
これまでも共生社会の実現に向けていろいろな取組をしていますが、
例えば、次のような課題があり、それぞれが複雑に関わり合っています。

札幌市が抱える主な課題

高齢者人口の増加

高齢になっても自分らしく
過ごすことができる
といいよね！

2040年代には高齢者人口がピークとなり、
全体の約4割を占めることが予想されています



障がいのある方への理解

障がいのある方にも
暮らしやすいまちづくりが
必要だよね！

障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまち
であると思う人の割合は約3割と低い状況です



地域意識の希薄化

世代を超えて色々な人たちと
交流できる社会へ！

地域でのまちづくり活動が重要と考える
市民の割合が低いなど、
地域意識が希薄化しています



子どもの権利への理解

子どもたちが安心して過ごせて、
豊かに育つことができるまちへ！

「自らの権利が大切にされている」と
考える子どもの割合は、
63.8%にとどまっています



支援を要する外国人市民の増加

外国人も過ごしやすい、
魅力あふれるまちに！

外国人市民は、ここ10年で約2倍に。
国の労働政策などにより、
市内で暮らす外国人市民は今後も増加していくと
予想されています。



男女の地位の平等感の偏り

男女がお互いを思いやることが
できる平等な社会に
なるといいよね！

職場や家庭生活などの
様々な場面における男女の
平等意識はいまだ低い状況です



アイヌ民族への理解

アイヌ民族の方も暮らしやすく、
アイヌ文化が尊重される
社会がいいよね！

「アイヌ民族について知っている」と答えた
市民の割合は89%にとどまっています



なぜ条例がいるの？

札幌市では、まちづくりの基本指針「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、共生社会の実現に取り組んでいくことを決めました。

共生社会は市（行政）だけでなく、
市民や事業者と一緒に目指していく必要があります。

共生社会を一緒に目指していくためには

取組を進めていくための基本的な考え方 （基本理念）の共有が必要



各関係者が、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携し合いながら、
それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要です

条例では、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市（行政）の責務・市民と事業者の役割を明確にするとともに、市（行政）の基本的施策を定めたいと考えています。

札幌市では、市民・事業者・市（行政）が一体となって取組を進めていくことを目的として、現在、条例づくりを進めています。

いろいろな違いを尊重する

人はみんな、いろいろな違いがあります。こうした違いについてみんなが理解を深め、誰もが自分らしく暮らし、活躍することができることが求められます。

ここからは、条例をつくる上で大事にしている考え方を
3つのパネルに分けてご紹介します。

現状①

日々の暮らしに生きづらさ(バリア)を感じている方が多くいます

人は皆、年齢・性別・性的指向やジェンダーアイデンティティ・障がいや病気の有無・国籍・民族・言語・宗教・文化など、多様な違いがあります。
しかし、この違いに対する理解が十分ではなく、時には差別や偏見を向けられる場合もあります。



現状②

誰もが自分らしく暮らし、活躍できるように

少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などを踏まえ、誰もが自分らしく暮らし、活躍することができることが求められます



誰もが当事者

全ての人には違いがある

外面的なものだけではなく、価値観や考え方などの内面的なものも含めると、誰もが何らかの違いがある「当事者」といえます



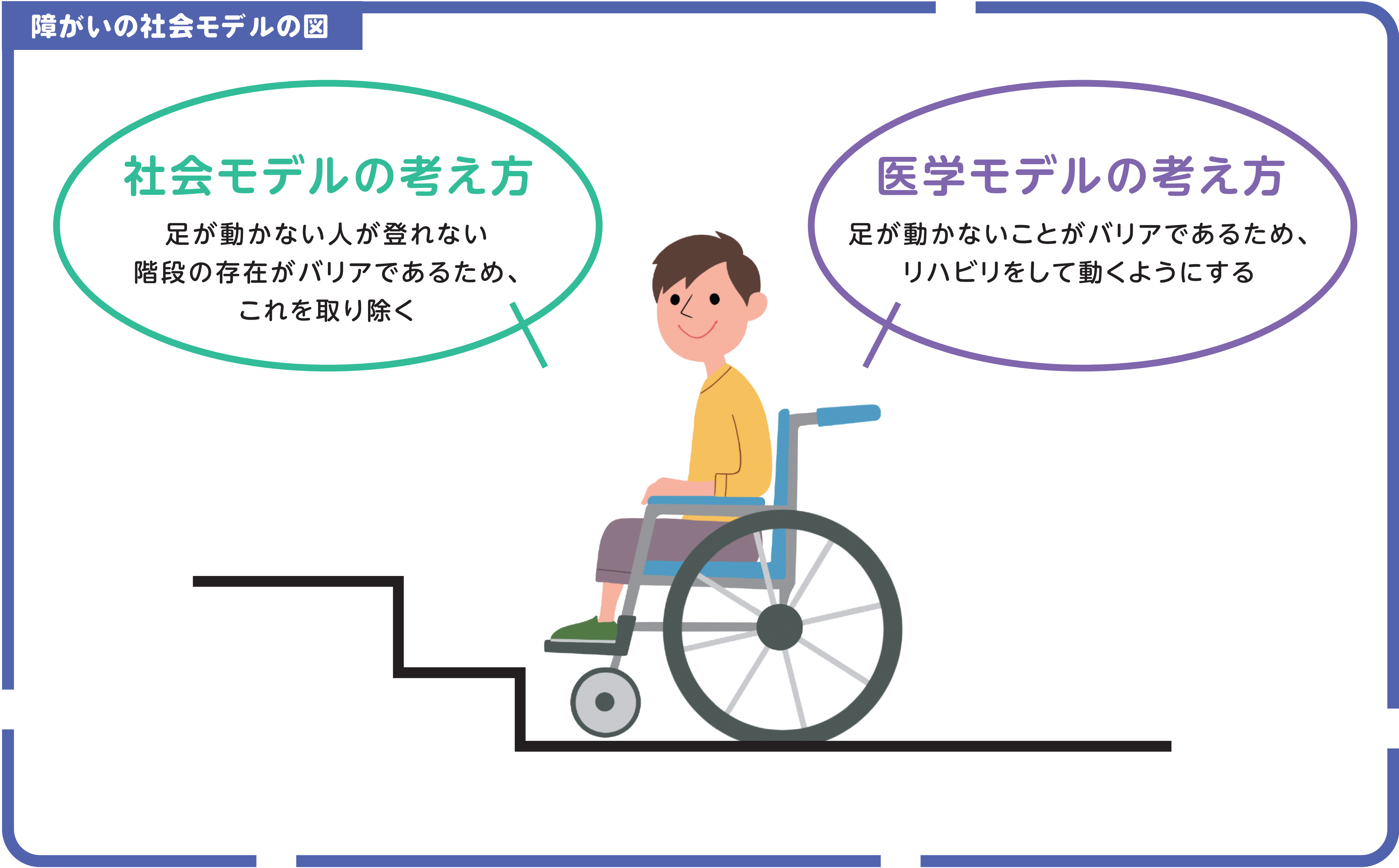
共生社会の実現に向けては、
いろいろな違い(多様性)の尊重が必要

条例は、「誰もが当事者である」ことを前提として、みんなが対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め、支え合うことができるような内容としたいと考えています。

社会全体で支え合う

誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるように、
「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえて、
みんなの生きづらさ(バリア)を社会全体で解決していきます。

障がいの社会モデルとは？



「障がいの社会モデル」とは、「障がい=バリア」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁(物理的、制度的、文化・情報面及び意識上)の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。
これは、障がい分野だけでなく、いろいろな違いによって発生する様々な社会的障壁にも当てはまるものです。

共生社会の実現に向けては、
生きづらさを社会全体で
解決していくことが必要

こうした様々な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、「障がいの社会モデル」の考えを他分野にも波及させていき、取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解決していくまちづくりを行いたいと考えています。

みんなで一緒に、次の世代へ

市民・事業者・市（行政）が一緒に取り組み、
共生社会が実現したまちを次世代につなげていきます。

市民・事業者・市（行政）の連携・協働

社会のあらゆる場面において、 連携・協働して取組を進めます

市民・事業者・市（行政）のそれぞれが
自らの責務や役割を相互に認識し、
社会のあらゆる場面において、
連携・協働の上で取組を進めていくことが求められます



未来につなげる取組

共生社会が実現したまちを 次世代につなげる

共生社会の実現に向けては、
世代を跨ぐ長期的・継続的な取組が求められます。
条例づくりの過程だけでなく、それ以降も、
多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも
参画しやすい取組を継続的に実施する必要があります。



共生社会の実現に向けては、
市民・事業者・市（行政）の連携・協働と、
取組の継続的な実施が必要

どんな条例をつくるの？

みんなが共生社会を目指していくための、よりどころとなる条例に。
ここからは、現在の条例案（条例骨子案・令和6年3月公表）を
5つのパネルに分けてご紹介します。

定義

条例で用いる用語の意義を次のとおり定めることとします。

共生社会	差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性が強みとなる社会
市 民	市内に住所を有する者及び市内で働き、又は学ぶ者

他の条例等との関係性

市（行政）は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、
この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととします

■他の条例等との関係のイメージ図

理念条例

(仮称) 共生社会推進条例

整合（継続性の担保・取組の加速化）

個別施策

関係計画

例）さっぽろ障がい者プラン、男女共同参画さっぽろプラン、高齢者支援計画、多分化共生・国際交流基本方針、アイヌ施策推進計画 など

関係条例等

例）福祉のまちづくり条例、男女共同参画推進条例、子どもの最善の利益を実現するための権利条例、障がい者コミュニケーション条例 など



基本理念ってどんなもの？

条例をつくる上で大事にしている考え方を踏まえながら、
共生社会の実現に向けた取組を行うに当たっての基本理念として、
次の3つを定めたいと考えています。

基本理念①

**誰もが、基本的人権を享有する
個人としてその個性や
能力を認められること**



基本理念②

**誰もが、互いにその違い等を理解し、
支え合い、及び助け合うことで、
社会から孤立することなく
安心して生活できること**



基本理念③

**市（行政）、市民及び事業者が、
それぞれの責務や役割を
相互に認識し、
連携・協働して取り組むものであること**



それぞれの役割は？

条例では、市（行政）の責務、市民・事業者の役割を定めたいと考えています。

市（行政）の責務

施策を総合的かつ計画的に進めること

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた
施策を総合的かつ計画的に
推進しなければならないこととします



市民の役割

- ① 社会のあらゆる場面で共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること
- ② 市（行政）の施策に協力するよう努めること

市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会の
あらゆる場面において、共生社会の実現に向けた
取組を行うよう努めるものとします。
また、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に
協力するよう努めるものとします。



事業者の役割

- ① 活動に当たり共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること
- ② 市（行政）の施策に協力するよう努めること

事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、
共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。
また、事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた
施策に協力するよう努めるものとします。



市(行政)は何をするの？

共生社会の実現に向けて市(行政)が取り組む基本的施策として、
次の6つを定めたいと考えています。

基本的施策

①誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備



②市民又は事業者が行う多様性に配慮した施設等の整備への支援

③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援

④個別の事業及び各種制度に係る
分かりやすい情報提供



⑤誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い、
及び助け合う意識の醸成
その他共生社会の実現に向けた取組を
推進するための啓発、広報活動等



⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策

具体的に進めていきます

札幌市では、共生社会の実現に向けて、施策の推進体制を整備するほか、財政上の措置を講じて取り組んでいきたいと考えています。

推進体制の整備

施策の推進体制を整備します。

市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとします



財政上の措置

財政上の措置を講ずるよう努めます。

市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします



(仮称)札幌市共生社会推進委員会

新たに (仮称)札幌市共生社会推進委員会を設置します

共生社会の実現に向けた施策や施策の実施状況などについて調査審議等を行うため、(仮称)札幌市共生社会推進委員会を置くものとします



委任・附則

条例は、令和7年4月1日の施行を目指しています

条例案は令和7年第1回定例市議会への提案を予定しており、同議会において可決された場合には、令和7年4月1日から施行する予定です。また、細目的事項に関し、市長への委任規定を設けるものとします。